

平成 27 年度

監 査 報 告 書

定 期 監 査
随 時 財 務 事 務 監 査
財 政 援 助 団 体 等 監 査
行 政 監 査

名 寄 市 監 査 委 員

目 次

【定期監査】

1 監査の種類	1
2 監査の範囲	1
3 監査の期間	1
4 監査の対象	1
5 監査の着眼点	1
6 監査の方法	1
7 監査の結果	1
資料1・2	4

【随時財務事務監査】

1 監査の種類	5
2 監査の範囲	5
3 監査の期間	5
4 監査の対象	5
5 監査の着眼点	5
6 監査の方法	5
7 監査の結果	10
8 ま と め	11

【財政援助団体等監査】

1 監査の種類	12
2 監査の範囲	12
3 監査の期間	12
4 監査の対象	12
5 監査の着眼点	12
6 監査の方法	13
7 監査の結果	13
財政援助団体監査「都市交流実行委員会」	14
「連合北海道名寄地区連合会」	15
「きたすばる星と音楽の集い実行委員会」	16
公の施設の指定管理者監査「有限会社 岩守産業」	17

【行政監査】

1 監査の種類	18
2 監査の範囲	18
3 監査の期間	18
4 監査の対象	18
5 監査の着眼点	18
6 監査の方法	18
7 監査の結果	19

名 監 査 第 22 号
平成 28 年 2 月 25 日

名寄市長	加 藤 剛 士	様
名寄市議会議長	黒 井 徹	様
名寄市教育委員会委員長	梅 野 博	様
名寄市農業委員会会長	進 藤 博 明	様

名寄市監査委員 上 田 盛 一
名寄市監査委員 佐々木 寿

平成 27 年度監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、平成 27 年度監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

定期監査

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項に基づく定期監査

2 監査の範囲

平成 26 年度(平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)に執行された収入・支出・契約・財産管理に関する事務、その他これらに関連する事務。

3 監査の期間

平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 1 月 29 日まで

4 監査の対象

市民部（地域住民課福祉係）、健康福祉部、名寄市立大学・短期大学部、農業委員会、議会事務局

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行、収入、支出及び契約の事務は適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

6 監査の方法

名寄市監査基準（平成 18 年監査委員訓令第 3 号）に基づき、収入・支出・契約・財産管理に関する事務、その他これらに関連する事務等の関係書類の提出を求め、条例・規則などとの照合・審査を実施し、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

7 監査の結果

平成 27 年度の監査計画に基づき、課ごとに監査を実施しました。

対象事業については、おおむね適正に処理されていると認められましたが、一部事務処理については検討・注意を要する事項がありました。

特に、依然として軽微なミスが多く、対象部局が替わっても毎年定期監査で同じ指摘がされています。

事務担当者として責任と自覚をもって、的確な事務の遂行に努めていただきたいと思います。

第1 市民部

【地域住民課福祉係】

改善・検討すべき指摘事項はありません。

第2 健康福祉部

【社会福祉課】

- 1 管理業務の報告者の相手方が契約書と違っています。契約者名で報告するか、委任状を提出させるか、契約の相手方と協議をしてください。 【 検討 】

社会福祉協議会が窓口となっている生活資金貸付の未償還額が増えているので、未償還者に対する回収対策を社会福祉協議会に指導しているか確認をしました。

改善すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

【こども未来課】

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

【高齢介護課】

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

【保健センター】

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

第3 名寄市立大学及び短期大学

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

第4 農業委員会

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

第5 議会事務局

改善・検討すべき指摘事項はありません。

第6 全体共通事項

- 1 見積書依頼文書の中で、見積もり額に消費税及び地方消費税を含むか含まないかの記載がありません。必ず明記してください。
- 2 事業費が100万円以上の決裁が課長となっているものがありましたが、100万円以上は部長決裁です。
- 3 通知文書、報告文書、契約締結に付随する関連書類、事業所から提出される実績報告書等に決裁がありません。また、実績報告書、担当者の通知等未提出の書類があります。
- 4 業務着手届、業務行程表及び保守点検報告書に市の業務担当者の職氏名、押印及び日付けの記載がなく、決裁がされていません。
- 5 会計室から訂正するように指示があった起案書に添付されている見積書について、指示通り訂正されていません。
- 6 見積合せ結果表で決定した業者を「落札業者」としてありますが、「決定業者」に様式を修正してください。決定した業者の欄に「決定」の表示をしてください。
- 7 起案文書等の訂正に修正テープを使用していますが、二重線を引き、訂正印を押印してください。
- 8 出張後の復命が非常に遅いです。速やかに報告をしてください。
- 9 起工決議書に財政課長の合議がありません。
- 10 予定価格調書の予定価格と入札書比較価格が逆に記載されています。また、予定価格調書が添付されていない業務委託がありました。
- 11 切手等を購入している場合、使用した日の記載だけでなく、購入月日、購入枚数、種類別で残枚数を管理してください。
- 12 起案文書の決裁年月日、保存年限の記載がありません。
- 13 出納員徴収金払込領収書に未記入箇所があります。
- 14 起案から事業完了までの文書の編纂方法に誤りがあります。名寄市事務処理規程に基づき、経過がわかるように編纂をしてください。

資料 1

起案等文書事務及び訂正処理誤り等の注意事項の件数

部 局 名		注意事項の内容						計
		1	2	3	4	5	6	
市民部 地域住民課								0
健康福祉部	社会福祉課		2		7	16		25
	こども未来課	1	1	2		15	4	23
	高齢介護課						1	1
	保健センター		1				2	3
大学及び短期大学部			1			3	4	8
農業委員会			3					3
議会事務局								0
合 計		1	8	2	7	34	11	63

※注意事項の内容

- 1 起案書に起案年月日、決裁年月日、保存年限等の記入漏れ
- 2 提出書類の不足・不備等
- 3 記載事項等を修正テープで訂正、記載事項を訂正しているが訂正者の押印がない
- 4 専決権者の誤り
- 5 専決者、作成者の押印漏れ、決裁なし
- 6 その他記載の誤り

資料 2

契約事務の注意事項の件数

部 局 名		注意事項の内容					計
		1	2	3	4	5	
市民部 地域住民課							0
健康福祉部	社会福祉課		1	1	3	1	6
	こども未来課					17	17
	高齢介護課		1			1	2
	保健センター					1	1
大学及び短期大学部		27			6	7	40
農業委員会		3			1		4
議会事務局							0
合 計		30	2	1	10	27	70

※注意事項の内容

- 1 起工決議書に財政課の合議がない
- 2 見積書提出依頼文書に消費税の取扱いの記載がない
- 3 業務担当者の指定、通知及び検査職員の任命がない
- 4 契約規則に定められている書類の作成がない又は不備がある
- 5 見積合せ（入札）結果一覧表の誤り

随時財務事務監査

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項に基づく随時財務事務監査

2 監査の範囲

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）において、名寄市が交付した補助金等に係る出納その他の事務。

3 監査の期間

平成27年12月7日から平成28年1月29日まで

4 監査の対象

- (1) 市が支出している補助金で、当該事業が翌年度以降も継続するもの。
- (2) 単発的な大会開催補助金は避け、継続性のあるもの。
- (3) 利子補給等、個人への給付要素のあるものは除く。

5 監査の着眼点

- (1) 補助金の財政援助の決定は、法令等に適合しているか。
- (2) 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (4) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (5) 補助金等交付要綱は定めているか。
- (6) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

6 監査の方法

補助金交付事務のうち、利子補給等個人への給付要素のあるものを除いた補助金を所管する部課から監査資料の提出を求め、出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、条例・規則などとの照合・審査を実施し、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

事務処理に関し、一部改善を要する事項については、1月28日、29日に実施した個別面接の中で指導したもので、記述は省略することとします。

No.	補助金等名	H26 支出額	担当課
1	名寄市自衛隊後援会補助金	500,000	企画課
2	名寄市まちづくり推進事業補助金	640,000	企画課
3	名寄市町内会連合会補助金	500,000	企画課
4	町内会館等建設費補助金	2,599,376	企画課
5	利雪親雪推進事業補助金	119,000	企画課
6	生活交通路線運行費補助金	32,229,140	企画課
7	コミュニティバス試験運行事業補助金	11,062,443	企画課
8	コミュニティバス試験運行事業車両導入補助金	6,252,000	企画課
9	太陽光発電導入モニター事業補助金	3,804,000	企画課
10	再生可能エネルギー発電設備設置促進補助金	2,413,000	企画課
11	名寄・ドーリンスク友好委員会補助金	500,000	営業戦略課
12	名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会補助金	500,000	営業戦略課
13	名寄市・台湾交流実行委員会補助金	3,543,249	営業戦略課
14	名寄・藤島交流友の会補助金	500,000	営業戦略課
15	ふるさと会運営補助金	460,000	営業戦略課
16	納税貯蓄組合運営費補助金	40,000	税務課
17	名寄市統計協議会補助金	340,000	企画課
18	更生保護法人旭川保護司会補助金	50,000	社会福祉課
19	保護司会名寄支部補助金	157,200	社会福祉課
20	名寄市おもちゃライブラリー運営委員会補助金	90,000	社会福祉課
21	福祉関係団体活動推進補助金	1,810,674	社会福祉課
22	名寄市社会福祉協議会運営補助金	39,121,411	社会福祉課
23	戦没者追悼式補助金	400,000	社会福祉課
24	名寄市遺族会補助金	174,000	社会福祉課
25	名寄消費者協会補助金	1,352,000	消費生活センター
26	結婚相談センター補助金	50,000	消費生活センター
27	名寄人権擁護委員協議会補助金	159,000	環境生活課
28	名寄地区防犯協会連合会補助金	1,540,000	環境生活課
29	名寄地区交通安全協会連合会補助金	432,000	環境生活課
30	名寄交通安全協会補助金	405,000	環境生活課
31	風連交通安全協会補助金	126,000	環境生活課
32	高齢者事業団運営支援事業費補助金	2,200,000	高齢介護課
33	社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業補助金	1,432,000	高齢介護課
34	除雪サービス等助成事業補助金	5,458,000	高齢介護課
35	公衆浴場老人開放事業補助金	10,000	高齢介護課
36	風連爽風会運営支援事業補助金	25,289,000	高齢介護課
37	敬老事業補助金	7,579,500	高齢介護課
38	上川北部聴覚障害者協会名寄支部補助金	20,000	社会福祉課
39	名寄身体障害者福祉協会補助金	135,000	社会福祉課
40	グループホーム整備事業補助金	3,627,000	社会福祉課
41	名寄断酒会補助金	14,000	社会福祉課
42	重度障害者ハイヤー料金助成事業補助金	5,144,670	社会福祉課

No.	補助金等名	H26 支出額	担当課
43	地域活動支援センター事業補助金	2,528,867	社会福祉課
44	民生委員児童委員連絡協議会補助金	8,020,000	社会福祉課
45	老人クラブ連合会活動補助事業補助金	2,970,172	高齢介護課
46	老人クラブ連合会健康増進事業補助金	90,000	高齢介護課
47	名寄市母子会補助金	90,000	こども未来課
48	私立保育所運営費補助金	1,000,000	こども未来課
49	子育て支援センター事業運営補助金	8,600,000	こども未来課
50	さくら保育園保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	1,897,000	こども未来課
51	認定こども園保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	801,000	こども未来課
52	認定こども園延長保育事業運営補助金	4,891,000	こども未来課
53	認定こども園一時保育事業補助金	530,000	こども未来課
54	認定こども園障害児保育事業運営補助金	523,000	こども未来課
55	児童発達支援使用料助成補助金	537,680	こども未来課
56	上川北部医師会附属准看護学院補助金	2,000,000	保健センター
57	旭川赤十字病院救命救急センター運営補助金	140,000	保健センター
58	小児救急医療支援事業補助金	20,007,090	保健センター
59	公衆浴場確保対策事業補助金	2,560,000	環境生活課
60	自衛隊退職者雇用協議会補助金	270,000	営業戦略課
61	上川北部地域人材開発センター補助金	9,100,000	営業戦略課
62	地域技能振興推進事業補助金	160,000	営業戦略課
63	道北技能士会補助金	45,000	営業戦略課
64	勤労者共済会補助金	3,118,000	営業戦略課
65	勤労者退職金共済加入補助金	132,000	営業戦略課
66	勤労者福祉推進員連絡協議会補助金	250,000	営業戦略課
67	地域人材確保事業補助金	126,000	営業戦略課
68	名寄東部地区第2簡易給水施設修繕事業補助金	936,000	農務課
69	教育ファーム推進事業補助金	500,000	農務課
70	薬用植物振興事業補助金	524,000	農務課
71	有害鳥獣駆除対策事業補助金	4,960,000	農務課
72	地域農業担い手育成事業補助金	39,900	農務課
73	外国人技能実習生受入事業補助金	450,000	農務課
74	農村青年活動支援事業補助金	100,000	農務課
75	グリーンツーリズム推進事業補助金	100,000	農務課
76	農業支援システム定着促進事業補助金	2,000,000	農務課
77	農業青年チャレンジ事業補助金	3,000,000	農務課
78	優良馬鈴しょ採種事業補助金	100,000	農務課
79	名寄地域農業再生協議会補助金	4,549,994	農務課
80	もっともち米プロジェクト事業補助金	5,365,000	農務課
81	新規就農者支援事業補助金	1,241,685	農務課
82	農業後継者就農奨励補助金	2,460,000	農務課
83	西部地区集落センター屋根塗装補助金	660,000	農務課
84	優良後継牛対策事業補助金	271,600	農務課

No.	補助金等名	H26 支出額	担当課
85	死亡獣畜処理場利用補助金	834,750	農務課
86	種豚導入事業補助金	450,000	農務課
87	家畜自衛防疫組合補助金	300,000	農務課
88	名寄市畜産振興協議会補助金	216,000	農務課
89	名寄市乳牛検定組合補助金	200,000	農務課
90	名寄市酪農ヘルパー利用組合補助金	1,430,000	農務課
91	経営安定対策基盤整備緊急支援事業補助金	110,000	耕地林務課
92	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金	39,432,000	耕地林務課
93	社会貢献事業被害地造林補助金	25,390	耕地林務課
94	民有林人工造林地除間伐事業補助金	1,844,300	耕地林務課
95	野そ駆除事業補助金	627,979	耕地林務課
96	商店街環境整備促進事業補助金	319,000	営業戦略課
97	街なかにぎわい事業補助金	2,299,000	営業戦略課
98	中心市街地近代化事業補助金	10,186,000	営業戦略課
99	物産振興・新製品開発事業補助金	281,000	営業戦略課
100	異業種交流・組織化事業補助金	337,000	営業戦略課
101	店舗支援事業補助金	3,125,000	営業戦略課
102	中小企業特別融資保証料補助金	2,542,527	営業戦略課
103	商工振興事業補助金	1,000,000	営業戦略課
104	中小企業指導事業補助金	4,000,000	営業戦略課
105	風連商工会補助金	10,070,000	営業戦略課
106	販売促進事業補助金	1,000,000	営業戦略課
107	なよろ地域商品券販売事業補助金	10,000,000	営業戦略課
108	企業立地促進事業補助金	16,004,000	営業戦略課
109	観光振興推進事業補助金	23,320,000	営業戦略課
110	ご当地グルメ推進事業補助金	1,403,000	営業戦略課
111	交流推進事業補助金	786,007	営業戦略課
112	キャラクター活用事業補助金	187,504	営業戦略課
113	ひまわり観光推進事業補助金	3,982,813	営業戦略課
114	有森裕子なよろひまわりリレーラン実行委員会補助金	2,752,054	営業戦略課
115	ピヤシリ冬山パトロール活動補助金	100,000	営業戦略課
116	スキーパトロール補助金	300,000	営業戦略課
117	市道及び私道除排雪助成事業補助金	2,086,832	都市整備課
118	市街地除排雪対策事業補助金	2,500,000	都市整備課
119	住宅使用料負担軽減補助金	150,500	建築課
120	自主防災組織支援事業助成金	30,000	防災・法制・訟務
121	特色ある教育活動助成金	118,600	学校教育課
122	名寄市教育振興補助金	3,150,000	学校教育課
123	教育研究実践学校補助金	814,000	学校教育課
124	名寄市特別支援学級設置連絡協議会補助金	220,000	学校教育課
125	名寄市へき地・複式教育研究連盟補助金	100,000	学校教育課
126	特別支援教育研究実践推進学校補助金	80,000	学校教育課

No.	補助金等名	H26 支出額	担当課
127	私立幼稚園振興補助金	2,707,700	こども未来課
128	幼稚園就園奨励費補助金	119,500	こども未来課
129	幼稚園就園奨励費補助金	51,629,700	こども未来課
130	女性団体連絡協議会補助金	220,000	生涯学習課
131	名寄市PTA連合会補助金	300,000	生涯学習課
132	名寄市文化協会補助金	360,000	生涯学習課
133	名寄太鼓補助金	100,000	生涯学習課
134	社会教育関係団体活動推進補助金	913,950	生涯学習課
135	市民文化祭・生涯学習フェスティバル実行委員会補助金	350,000	生涯学習課
136	舞台芸術劇場補助金	2,800,000	生涯学習課
137	御料太鼓補助金	59,000	風連生涯学習
138	社会教育関係団体活動推進補助金	446,580	風連生涯学習
139	名寄市風連文化協会補助金	276,000	風連生涯学習
140	東小コミュニティセンター運営費補助金	500,000	生涯学習課
141	風連瑞生大学自治会補助金	270,000	風連生涯学習
142	社会を明るくする運動補助金	23,000	児童センター
143	名寄市児童生徒補導協議会補助金	70,000	児童センター
144	有害図書等排除運動推進協議会補助金	27,000	児童センター
145	子ども会育成連合会補助金	800,000	生涯学習課
146	ボーイスカウト補助金	30,000	生涯学習課
147	野外体験学習「へっちゃLAND」実行委員会補助金	400,000	生涯学習課
148	都会っ子体験交流実行委員会補助金	2,016,440	風連生涯学習
149	学童保育所管理運営事業補助金	14,647,250	児童センター
150	民間児童クラブ利用支援補助金	240,000	児童センター
151	保育緊急確保事業費補助金	1,781,235	児童センター
152	市民盆踊り大会実行委員会補助金	200,000	生涯学習課
153	ジャックの豆事業助成金	80,000	生涯学習課
154	智恵文地区レクリエーション大会補助金	50,000	智恵文支所
155	風連文化祭実行委員会補助金	200,000	風連生涯学習
156	風連公民館西分館交付金	160,000	風連生涯学習
157	風連公民館東分館交付金	140,000	風連生涯学習
158	風連公民館下多寄分館交付金	140,000	風連生涯学習
159	風連公民館日進分館交付金	130,000	風連生涯学習
160	風連公民館旭分館交付金	170,000	風連生涯学習
161	地域組織活動育成費補助金	189,000	児童センター
162	名寄岩関生誕100年記念事業補助金	1,500,000	北国博物館
163	風連獅子舞保存会補助金	122,000	北国博物館
164	名寄市体育協会補助金	3,000,000	生涯学習課
165	風連町スポーツ少年団補助金	240,000	風連生涯学習
166	風連スポーツクラブ「ボポ」補助金	650,000	風連生涯学習
167	風連町体育協会補助金	900,000	風連生涯学習
168	クロスカントリー名寄大会補助金	225,000	生涯学習課

No.	補助金等名	H26 支出額	担当課
169	サンピラー国体記念サマージャンプ大会補助金	585,000	生涯学習課
170	ピヤシリカップ杯カーリング大会補助金	50,000	生涯学習課
171	名寄あかげらロードレース補助金	90,000	生涯学習課
172	市民水泳大会補助金	50,000	生涯学習課
173	名寄ピヤシリジャンプ大会補助金	855,000	生涯学習課
174	名寄ピヤシリ歩くスキー大会補助金	600,000	生涯学習課
175	プールパトロール補助金	250,000	生涯学習課
176	学校給食会運営補助金	830,000	給食センター

7 監査の結果

(1) 補助金の財政援助の決定について

名寄市補助金等交付規則に基づき決定されており、適正に支出されていました。

(2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容について

おおむね補助金の交付目的が適正で、公益上必要で有効性があると認められる対象事業でした。ただし、一部補助金の事業内容が、補助金に適した事業と見受けられなかった事業があったため、内容を精査した結果、次年度は事業内容に合った科目からの支出とすることを確認しました。

また、数年後に周年記念事業を予定しているため、その事業に積立てをしている団体や保有している機材の修繕費・備品購入のために繰越金を貯めている団体もありますが、本来の補助金の目的ではないため、好ましくありません。

しかしながら、記念事業や備品購入には多額の財源を要し、単年度での収支上では困難であることは理解できるので、あらかじめ事業計画・購入計画などにより、会計処理上明確に整理する必要があることを補助金申請者に説明し、協議をするよう所管課に対応を求めました。

また、補助金が積立金の財源となることは目的外支出と判断され、好ましくありません。合理的な理由がない限り、補助対象外経費となります。

さらに、決算書の支出科目に慶弔費を設けている団体がありましたが、公金の支出という観点から、慶弔費や交際費は補助対象外経費であることを所管課から説明し、次年度以降、補助対象経費としないよう求めました。

名寄市補助金等交付規則の中で、補助金対象外経費を明確にする必要があると考えます。

(3) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等について

起案文書に決裁年月日、文書の保存年限、種類の記載がなく、修正に訂正印漏れ、旧様式を使用しているなど、不適切な事務処理が目立ち、直ちに修正を求めました。

申請の時期が遅いもの、補助金の額の算定が従前を踏襲しているものがあり、所管課と補助申請者との十分な協議を求めました。

一度交付が決定され、長期にわたり継続して交付される補助金については、算定方法も

形骸化され、目的・達成度・効果が曖昧になりがちです。当初予算を当てはめて考えず、申請額が適正かどうかを判断してください。

(4) 実績報告書の確認について

概算払いで補助金を支出しているものの多くは実績報告書の提出が非常に遅いので、事業完了後は速やかに報告することを求めました。

また、支出調書に明細の記載がないものも見受けられました。

繰越金があるもの、その額が補助金を上回るものなども多くみられますので、所管課は精算戻入をすべき補助金か、額の見直しが必要な補助金かを見極め、適切な事務処理をしなければなりません。さらに、その団体の財務状況を分析し、財政的援助の必要性を判断し、補助金が有効に活用される判断力を養うことが必要と考えます。

(5) 補助金交付要綱の制定について

補助金の交付については、名寄市補助金等交付規則に基づいて交付していますが、それぞれ個別に補助の具体的な目的、補助対象期間、補助対象経費、補助率等が必要な補助金については要綱を制定するよう求めました。

(6) 補助金等の統合、廃止等の見直しについて

それぞれの所管する部局に別々に申請している補助金の実績報告書により振込先、会計、決算が同一であったことが判明し、重複している事業もあったことから、所管課が補助申請者と協議をし、次年度から補助申請を1本に統合するなど、見直しをする補助金がありました。

8 まとめ

補助金を対象にした今回の随時監査では、「補助金の目的」、「有効性」、「公益上の必要性」を重点的に監査を実施しました。

補助金の支出が慣例的になっていないか、所管課が補助内容を申請時に把握しているか、補助金額が適正かについて、所管課と面接で確認をしました。

事務手続き上の不備については、直ちに適正に処理を行い、次年度同じ誤りをしないよう改善を求めました。

決算については、繰越額の多い団体については、急に減額とすることには無理があるので、名寄市の財政状況も踏まえて、事業内容の把握や補助金額の見直しについて、財政担当も交えて協議し、適正な補助金交付事務の執行に努めていただきたいと思います。

全体を通して、補助申請や実績報告書の提出が非常に遅く、審査に十分時間を取ることが難しい現状と思われるので、補助申請者と連携を取りながら、適切な補助金等交付事務の遂行を望みます。

時代の変遷とともに市民のニーズも変化し、その時代背景にあった制度を確立するために定期的に補助金の検証をする必要があると思います。

今後においては、補助金等の交付に関する基本方針を明確にさせていただくことを提言します。

財政援助団体等監査

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項に基づく財政援助団体等に対する監査

2 監査の範囲

平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）において、名寄市が交付した補助金、交付金、委託料に係る出納その他の事務。

3 監査の期間

平成 27 年 11 月 27 日から平成 28 年 1 月 29 日まで

4 監査の対象

(1) 財政援助団体監査

対象補助金等	対象団体	所管部課
都市交流実行委員会補助金	都市交流実行委員会	経済部営業戦略室
名寄市労働団体補助金	連合北海道名寄地区連合会	経済部営業戦略室
きたすばる星と音楽の集い補助金	きたすばる星と音楽の集い 実行委員会	教育部なよろ天文台

(2) 公の施設の指定管理者監査

公の施設	指定管理者	所管部課
サンピラーパーク森の休暇村	有限会社 岩守産業	建設水道部 都市整備課

5 監査の着眼点

(1) 財政援助団体監査

- ア 補助金の財政援助の決定は、法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- オ 補助金等交付団体への指導監督は適時適切に行われているか。
- カ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 所管部課関係

- (ア) 指定管理者の指定は適正、公平に行われているか。
- (イ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

- (ウ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (エ) 事業報告書の点検は、適切になされているか。
- (オ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (カ) 指定管理者の経営状況の把握に努めているか。

イ 指定管理者関係

- (ア) 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (ウ) 利用料金の設定等は適正になされているか。
- (エ) 利用促進のための努力はなされているか。
- (オ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (カ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

6 監査の方法

監査の対象団体及び対象部課から監査資料の提出を求め、これらの事務が適正に執行されているかについて、主に書類の監査と面接により実施しました。

7 監査の結果

監査結果は、次のとおりです。

《財政援助団体》

1 監査対象団体 「都市交流実行委員会」

2 監査対象部課 経済部営業戦略室

3 補助金等の内容

(1) 補助金の名称 都市交流実行委員会補助金

(2) 財政援助の目的 東京都杉並区との交流を推進している実行委員会に補助金を支出することにより、組織の財政基盤安定化を図るとともに、行政と連携し、より効果的な友好交流の発展に寄与する。

(3) 補助の根拠条例等 名寄市都市交流推進実施要綱及び名寄市補助金等交付規則第5条

(4) 補助金額 2,343,689円

4 監査の結果

監査対象とした補助金等に係る交付申請から補助金の支出・実績報告までの所管担当課の事務手続きは、適正に処理されていると認められました。

また、都市交流実行委員会補助金に係る出納その他の事務は、一部に記載ミスや記載漏れ、不適正な修正方法、領収書の宛名が統一されていないなど軽微な事務処理の誤りがあったものの、提出された出納関係書類及びその他の事務関係書類について監査した結果、おおむね適正に執行されていることが認められました。

実行委員会の事務局を名寄市の所管課が担当する場合、補助金を交付する立場と受ける立場の二面性を持ち合わせているだけに、継続性のある事業に対しては、慢性化とならないよう、審査する側として、事業を執行する側として、それぞれの立場で緊張感をもって臨まなければなりません。

今後も適正な事務処理と事業の執行に努めていただきたいと思います。

- 1 監査対象団体 「連合北海道名寄地区連合会」
- 2 監査対象部課 経済部営業戦略室
- 3 補助金等の内容
- (1) 補助金の名称 名寄市労働団体補助金
 - (2) 財政援助の目的 構成産別・単組・地区連合会の組織強化と連携の強化が見込まれる。
 - (3) 補助の根拠条例等 名寄市補助金等交付規則
 - (4) 補助金額 850,000円

4 監査の結果

監査対象とした補助金等に係る交付申請から補助金の支出・実績報告までの所管担当課の事務手続きは適正に処理されていると認められました。

また、名寄市労働団体補助金に係る出納その他の事務は、提出された出納関係書類及びその他の事務関係書類について監査した結果、適正に執行されていることが認められました。

当該団体の事業期間が2年度にわたっており、単年度決算としている市の会計年度とは違いがあるため、個別の補助金交付要綱を制定する必要があります。

その要綱の中で、補助事業対象期間を明確にし、適正な事務事業の執行に努めていただきたいと思います。

1 監査対象団体 「きたすばる星と音楽の集い実行委員会」

2 監査対象部課 教育部なよろ天文台

3 補助金等の内容

(1) 補助金の名称 きたすばる星と音楽の集い補助金

(2) 財政援助の目的 なよろ市立天文台を市内及び道外にPRするため、設立趣旨にある星と音楽のコラボレーションに基づき、事業の企画・立案等を行うことを目的とする。

(3) 補助の根拠条例等 名寄市補助金等交付規則

(4) 補助金額 650,000円

4 監査の結果

監査対象とした補助金等に係る交付申請から補助金の支出・実績報告までの所管担当課の事務手続きは、一部起案文書等に記載漏れ等の誤りがありましたが、おおむね適正に処理されていると認められました。

また、きたすばる星と音楽の集い補助金に係る出納その他の事務は、提出された出納関係書類及びその他の事務関係書類について監査した結果、適正に執行されていることが認められました。

実行委員会規約第9条に、「費用は市補助金及び寄付金をもって年間事業を行う。」とあるので、毎年、継続して支出する補助金については、具体的な目的、補助対象経費を明確にした要綱を制定するよう求めました。

《公の施設の指定管理者》

- 1 監査対象指定管理者 「有限会社 岩守産業」
- 2 監査対象部課 建設水道部都市整備課
- 3 指定管理の内容
 - (1) 公 の 施 設 サンプラーパーク森の休暇村
 - (2) 設 置 目 的 市民の心身の健全な発達とスポーツ活動の普及振興を図る。
 - (3) 設 置 根 拠 条 例 名寄市都市公園条例
 - (4) 指 定 管 理 委 託 料 5, 3 0 0, 0 0 0 円

4 所管部課

指定管理者から提出された各月の事業報告書の一部に決裁がされていないものがありました。

基本協定書第13条第1項に定める備品等の財産台帳について、指定管理者から提出された財産台帳は一覧表で物品名だけの管理となっていました。記載する内容は物品名だけでなく、物品の購入年月日、購入時の状態(新品か中古か)、修繕の履歴年月日等を記入し、耐用度が判断できて、物品の管理責任の所在を明らかにできるような財産台帳を整備するよう指定管理者に指導してください。

5 指定管理者

基本協定書第13条第1項に定める備品等の財産台帳について、一覧表で物品名だけの管理となっていました。記載する内容は物品名だけでなく、物品の購入年月日、購入時の状態(新品か中古か)、修繕の履歴年月日等を記入し、耐用度が判断できて、物品の管理責任の所在を明らかにできるような財産台帳を整備してください。

6 監査の結果

公の施設の管理については、基本協定書に沿って適正に処理されていると認められました。指定管理者においては、平成24年度からの3カ年の事業実績では利用者の増により、利用料金の収入実績も増加しています。

毎月のイベントに趣向を凝らし、利用者の増につなげた指定管理者の努力がうかがえます。

今後も天候に左右されることなく、さらに利用者が増となるよう一層サービスの向上に努めていただくことを期待します。

行政監査

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

2 監査の範囲

平成27年度（平成27年4月～9月までの使用分）において、名寄市が契約している携帯電話の保有に関する契約及び使用状況。

3 監査の期間

平成27年11月30日から平成28年1月29日まで

4 監査の対象

平成27年4月1日時点で携帯電話を保有している全部局

5 監査の着眼点

- (1) 携帯電話を保有する基準は明確になっているか。
- (2) 携帯電話の契約内容が保有目的を超えた過剰な内容となっていないか。
- (3) 各部局間での整合性、総合性がとれ、公平性が確保されているか。
- (4) 利用料金の設定等は適正になされているか。

6 監査の方法

携帯電話を使用する部局に対し、契約及び使用状況が適正に行われているかどうかについて、関係書類の提出を求め照合・審査を実施し、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

7 監査の結果

平成 27 年 4 月 1 日現在、携帯電話を保有している部局は次のとおりです。

部	課	種別	台数	機種	導入の目的
総務部	防災・法制・訴務	衛星携帯	2	au	孤立集落に対する災害対応用
経済部	農業振興センター	携帯電話	2	docomo	実証展示圃での試験栽培で事務室は職員不在となるため、生産者からの技術的な問い合わせに迅速に対応するため技術者 2 名に配置
建設水道部	業務課	携帯電話	1	docomo	滞納者対応、停水業務現場での連絡用
	工務課	携帯電話	2	docomo	水道工事現場で電話連絡や夜間、休日等における緊急時の連絡体制強化のため
	浄水場	携帯電話	1	docomo	浄水施設 7 か所及び電話設備のない施設を含めた関連施設の情報のやり取りや緊急時の連絡体制強化のため
教育部	学校教育課	携帯電話	3	au	外出時緊急連絡用
風連国保診療所		携帯電話	1	docomo	在宅療養患者の時間外連絡用として当番看護師に配備
市立総合病院		携帯電話	1	docomo	ドクターカーに配備
名寄消防署		衛星携帯	7	docomo	災害対応用
			3	au	

平成 26 年 8 月に 2 度の豪雨に見舞われた際に、現場を担当している建設水道部や経済部（農業振興センターを除く）、避難場所を担当する健康福祉部には公的な通信手段として、特別に配備されている携帯電話等がなく、結果的に個人の携帯電話を使用したため、実費相当分を個人に支払うことになりました。

しかし、名寄市職員の自家用携帯電話の公用使用に関する規程（平成 23 年 3 月 29 日訓令第 1 号）第 4 条の借上料の金額では実態と大きく異なったため、実情に合った実費相当分を支払うことになりました。この規程の見直しも現状に合うよう早急に改正をする必要があります。

現場を担当している職員の中には、業者との連絡に恒常的に個人の携帯電話を使用する場面が多く、通話料金の個人負担が多くなったため、かけ放題等の料金プランの見直しを図ることで通話料金を気にせず、業務に利用している職員が増えていますが、別の観点からみると、業務に関する情報を個人の携帯電話でやり取りすることに公私の区分が明確でなくなることが懸念されます。

職員の携帯電話の保有率はかなり高く、軽微な業務連絡に使用する場合も多くなってきていますが、情報の漏えい等がないよう、公私の区別はつける必要があると思います。

携帯電話の機能は年々高性能となっており、災害に備えた防水性の高い機種やリアルタイムで現場の映像を共有できるなど、近年の情報伝達手段として携帯電話の役割は非常に重要なものとなっています。

財政上の問題もあり、一斉に全部局に配備するのは無理があると思いますが、使用頻度が高く、緊急性を要する業務を担う部署を選定し、携帯電話等を配置する必要があると考えます。

また、すでに配備している部署については、今の契約内容が現状とあっているかどうかを定期的に見直しするなど、有効活用に努めていただきたいと思います。